

個人住民税 特別徴収 Q & A

Q1 特別徴収とは何ですか？

A 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

Q2 特別徴収はしなくてはならないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市町条例）により義務付けられています。

Q3 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

Q4 従業員はパートやアルバイトであっても、特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等。

Q5 従業員の少ない事業所でも、特別徴収しなければなりませんか？

A しなければなりません。

ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用することができます。

Q6 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが今のままではいけないのでしょうか？

A 事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q7 特別徴収をしない場合や、滞納した場合はどうなるのですか？

A 特別徴収義務者である事業主が特別徴収しない又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。督促状が発送された日から10日を経過しても納入が確認できない場合は滞納処分（差押）を受けることとなります。（市町から従業員本人へ請求することはできません。）

また、地方税法第324条第3項の規定により、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。